

居宅介護支援事業所 指定申請の手引き



宇治市宣伝大使「ちはや姫」

令和6年4月改定
宇治市

目次

はじめに	3頁
指定申請の手続き	4頁
事業所の変更、廃止・休止・再開の届出について	6頁

この手引きは、新規指定の申請をされる事業者（事業所）の皆さまが、運営基準等を理解しながら手続きを行っていただけるように作成しました。

また、既に開設されている事業者（事業所）の皆さまにも、改めて運営基準等に則した適正な運営のために、ご活用いただきたいと考えます。

なお、この手引きは制度改正等に基づき、随時更新してまいります。その都度、宇治市のホームページに掲載しますので、ご確認の上、申請手続きを行ってください。

はじめに

1 指定の制度について

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者として、宇治市に事業所を設置し、居宅介護支援事業を行い、介護報酬を受けるには指定を受ける必要があります。

また、指定については、事業者からの申請に基づき、事業所ごとに行います。指定を行うに当たっては、①申請者が法人であることや、②従業者の人員及び設備の基準等を満たすこと、③その他役員等が欠格事由に該当しないこと等を審査します。

なお、指定の有効期間は6年間です。それ以降も継続して事業を行う場合は、指定の更新申請を事業者が事業所ごとに行う必要がありますが、基準に従った適切な運営がなされていない場合や、過去に指定の取消処分を受けた場合等には、指定の更新が受けられないことがあります。

人員基準違反、設備・運営基準違反等の取消し事由に該当した場合は、指定の取り消しや、指定の全部又は一部の効力の停止（介護報酬の請求停止や新規利用者との契約停止等）の行政処分を受けることがあります。

2 指定の基準について

居宅介護支援事業についての指定の基準は、事業運営に当たって事業者が満たすべき基準である「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）です。また、その解釈通知として、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年老企第22号）がありますので、事業を行うに当たってはこれらの省令等をご確認いただく必要があります。

また、平成30年4月1日付けで居宅介護支援の事業に係る指定等の権限が京都府より宇治市へと移譲されたため、これら国の基準を踏まえ、市独自の基準も規定した下記の条例等の制定を行いました。

- ・ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則

指定基準には、次の内容が規定されています。

- ・ 基本方針 指定居宅介護支援の目的等
- ・ 人員基準 従業者の技能・人員に関する基準
- ・ 運営基準 保険給付の対象となる介護サービス事業を行う上で求められる運営の基準等

指定申請の手続き

1 指定までの手続きについて

ア 指定日

随時（毎月1日付）

イ 受付期間

原則、新規で指定を受けようとするときは、2ヶ月前までに介護保険課へご相談ください。

例：8月1日付けの指定を希望する場合は、6月1日まで

指定の更新を受けようとするときは、指定の有効期間満了日の3ヶ月前から有効期間満了日の1ヶ月前までの間、受付を行います。

例：7月31日に満了日を迎える場合は、5月1日～6月30日の間

ウ 事前相談

指定居宅介護支援事業所の新規指定の申請を予定している事業者は、居宅介護支援事業所の整備（施設や事業所の新築・増改築等）に着手する前に、下記担当にご相談ください。事前相談は随時受け付けておりますが、必ず電話連絡の上、日時を予約してご来庁ください。

なお、指定申請の受付締切日等については、相談への対応ができない場合もありますのでご了承ください。

事前相談の内容については、事業者からの質問に対する応答と指定に係る基準の説明や、図面相談等を行います。

宇治市 健康長寿部 介護保険課 給付係（TEL）0774-22-3141 内線 2344

エ 指定申請書及び申請書類の提出

宇治市ホームページ掲載の指定申請に必要となる書類一覧をご確認いただき、ご提出ください。

オ 申請書類の審査

申請の受付後、書類等を確認し、審査を行います。介護保険法第79条第2項各号の規定に該当する場合等は、指定ができませんのでご注意ください。

カ 指定

審査の結果、指定を行う事業所に対しては、指定月（1日付）の前月に事業所指定番号の付番、指定通知書の送付を行います。また、指定月（1日付）より指定有効期間が開始し、指定後に宇治市が指定を行ったことについて公示します。

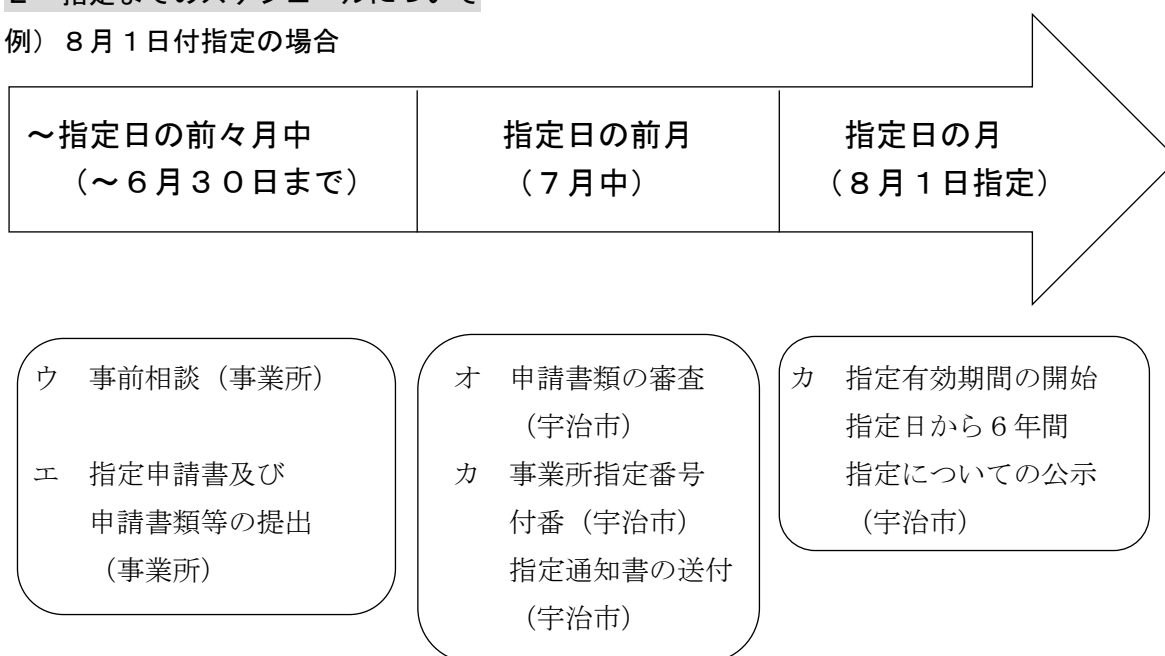
キ 運営指導

指定を行った居宅介護支援事業所について、居宅介護支援の事業の基準を満たしているか、介護報酬の請求に不正がないか等、法令等の規定に従って行われているか否かを確認、運営に必要な助言、必要な指導・監査を行います（介護保険法第83条）。

※指導の実施時期については、対象の居宅介護支援事業所と事前に調整を行います。

2 指定までのスケジュールについて

例) 8月1日付指定の場合



※運営指導の実施時期については、指定日以後1年以内を予定しておりますが、指定を行った居宅介護支援事業所と調整の上、日程を決定します。

3 指定申請書受理後の留意事項について

指定申請書受理後、指定月まで約1ヶ月ありますが、あくまで指定予定であるため、下記の点についてご注意ください。

- ・指定されるまでの間は利用予定者との契約はできません。
- ・事業開始までに配置予定の職員に変更が生じた場合は、文書により報告が必要です。
- ・広報等については、内容が虚偽又は誇大であってははいけません。

※リーフレット等には、既に指定を受けているかのような表現はしないでください。

事業所の変更、廃止・休止・再開の届出について

1 変更の届出について

指定を受けた事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更日から10日以内にその内容を宇治市長に変更届出書の提出が必要です。

ただし、事業所所在地変更の場合は、新規申請と同様に、新築・改築あるいは賃貸契約等を行う前に、図面相談を行ってください。また、図面相談を行った上で、変更日から10日以内に変更届出書の提出が必要です。届出に必要な添付資料一覧は宇治市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

2 変更があった場合に届出が必要な事項

- ・事業所の名称
- ・事業所の所在地
- ・事業者の名称
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ・事業所の平面図
- ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所等
- ・運営規程
- ・介護支援専門員の氏名及びその登録番号

3 加算の届出について

事業所の新規申請時に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出をお願いしていますが、届出の内容に変更が生じた場合にも同様に体制等の届出をする必要があります。

また、届出が毎月15日までになされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には、翌々月からの算定開始となります。締切日が閉庁日の場合は、直近前の開庁日が締切日となりますのでご注意ください。

なお、特定事業所集中減算・特定事業所加算の届出及び取扱い等についての詳細は、宇治市ホームページに掲載しますのでご確認ください。

4 廃止・休止・再開の届出について

指定を受けた事業者は、当該指定に係る事業所を廃止及び休止しようとするときは、その廃止日又は休止日の1ヶ月前までに宇治市長に届け出なければなりません。

また、廃止及び休止となる前までに、現在の利用者を他の事業所に引き継ぐ等、利用者のサービス提供に影響が生じないように、調整を行う必要があります。

なお、休止届はやむを得ない事情等により人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行う届出であり、状況によっては休止届の提出が認められない場合もありますので、ご注意ください。

休止をした事業所が再開したときは、再開後10日以内に届出を行う必要があります。